

## 横須賀パワーステーション建設事業に係る環境影響評価方法書 及び条例環境影響評価方法書の概要

### 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称：株式会社トーマンパワー横須賀  
 代表者の氏名：代表取締役 中村成人  
 事務所の所在地：横須賀市浦郷町5丁目2931番地70

### 2 対象事業の目的及び内容

#### (1)事業の目的

- 電力卸供給を主たる目的とし、今後の自由化も視野に入れた火力発電所を建設・運転する。
- 低廉・安全・安定的電力供給を担うだけでなく、横須賀市臨海地区の経済活性化にも貢献できる。

#### (2)対象事業の内容

- 事業の名称：横須賀パワーステーション建設事業
- 原動力の種類：ガスタービン及び汽力（排熱回収式コンバインドサイクル発電方式）
- 発電所の出力：239,700kW（発電端）
- 実施区域：横須賀市浦郷町5丁目2931番地70他
- 敷地面積：約15,700m<sup>2</sup>
- 主要機器等の種類

#### 主要機器等の種類

項目		仕様
発電機	種類	(ガスタービン用・蒸気タービン用)空気冷却式同期発電機
	容量	(ガスタービン用)176,000kVA、 (蒸気タービン用) 91,000kVA
ボイラ	種類	排熱回収自然循環形
	蒸発量	主蒸気；約240t/h、低圧蒸気；約50t/h
タービン	種類	(ガスタービン)開放サイクル形 (蒸気タービン)混圧復水形
	出力	(ガスタービン)158,200kW、(蒸気タービン)81,500kW
燃料タンク	種類	地上式
	容量	約495kl/基×4基
煙突	種類	鋼製円筒型
	高さ	地上高：58m
冷却塔	種類	機械通風湿式冷却方式

	循環水量	14,000m <sup>3</sup> /h
燃料	種類	灯油（JISK2203の1号）
	使用量	約25万kl/年（日最大使用量 約720kl）

### 3 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

- 実施区域は、都市計画法に基づく工業専用地域に指定されており、周辺は各企業の工場用地となっている。
- 実施区域は、明治時代に埋立てが行われ、その後、飼料工場、飼料サイロ用地として利用され、最近は駐車場等として利用されている。
- 近傍の住宅地は、実施区域の西側約700～1 kmにある。
- 実施区域近傍には、横須賀市公共緑地の貝山緑地がある。

### 4 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

#### (1)環境影響評価の項目の選定

##### 【環境影響評価方法書】

- 選定した項目 9項目（大気環境、水環境、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等

#### ○対象事業の評価項目と行為内容の関係

##### 評価項目と行為内容の関係

環境要素の区分		行為内容
大気環境	大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の稼働による硫黄酸化物、窒素酸化物</li> <li>・建設機械の稼働による窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等</li> <li>・資材等の搬出入車両による窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等</li> <li>・施設の稼働による冷却塔からの白煙</li> </ul>
	騒音、振動、低周波空気振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の稼働による騒音、振動、低周波空気振動</li> <li>・建設機械の稼働による騒音、振動</li> <li>・資材等の搬出入車両による騒音、振動</li> </ul>
水環境	水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働による水の濁り</li> </ul>
	底質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の稼働による有害物質</li> </ul>
動物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形の改変及び施設の存在による重要な種及び注目すべき生息地、海域に生息する動物</li> </ul>
植物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形の改変及び施設の存在による重要な種及び重要な群落、海域に生息する植物</li> </ul>

生態系	・地形の改変及び施設の存在による地域を特徴づける生態系
景観	・地形の改変及び施設の存在による主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
人と自然との触れ合いの活動の場	・資材等の搬出入車両による主要な人と自然との触れ合いの活動の場
廃棄物等	・造成等の施工による一時的な影響による産業廃棄物、残土 ・供用による産業廃棄物
温室効果ガス等	・施設の稼働による二酸化炭素
計9項目	—

【条例環境影響評価方法書】

- 選定した項目 2項目（電波障害、安全）
- 対象事業の評価項目と行為内容の関係

対象事業の評価項目と行為内容の関係

評価項目	評価細目	行為内容
電波障害	テレビジョン電波障害	・工事完了後のテレビジョン電波障害の変化
安全	危険物等	・供用開始後の危険物等
	交通	・工事中及び供用開始後の交通
計2項目	—	—

5 環境の特性に基づき配慮しようとする内容（条例環境影響評価方法書）

- 既存の遊休地の有効活用により、土地改変に伴う影響を極力少なくする。
- 発電用燃料は、重油等と比べ硫黄分が少なく灰分もほとんどない灯油を使用し、また、低NOx燃焼器の採用、排煙脱硝装置の設置、発電効率の高い排熱回収式コンバインドサイクル発電方式の採用等により、周辺の大気質への影響を最小限にとどめる。
- 施設の配置計画にあたっては、周辺の民家等への騒音・振動等の影響を極力低減するレイアウトとする。
- 敷地外周部に緑地を確保し、緑地面積をできる限り多くするよう努める。
- 復水器冷却水及びプラント排水等は適正に処理し、横須賀市公共下水道に排水する。
- 供用時及び工事中の車両の使用するルートは、国道16号等から複数の経路を使用するなど、住宅地への影響を極力少なくするよう配慮する。

6 対象事業を実施するにつき必要な許可等の種類及び内容（条例環境影響評価方法書）

- 落札供給条件の届出、保安規定の届出、主任技術者選任の届出及び工事計画の届出（電気事業法）
- エネルギー管理者選任の届出（エネルギー使用の合理化に関する法律）

- 特定工場新設の届出（工場立地法）
- 建築物の建築等に関する確認の申請（建築基準法）
- 指定事業所設置許可の申請（神奈川県生活環境の保全等に関する条例）
- 危険物製造所(貯蔵所・取扱所)等設置許可申請、危険物仮貯蔵所・取扱承認申請、危険物保安監督者の届出及び消防用設備等着工届出（消防法）
- 港湾区域内工事（占有）等許可申請（港湾法）
- 港内工事（作業）許可申請（港則法）
- 特定化学物質等作業主任者の届出（労働安全衛生法）
- 公害防止統括者、公害防止管理者、各代理者の選任（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律）
- 硫黄酸化物排出量等の届出（神奈川県大気汚染緊急時措置要綱）